

令和3年度「STOP コロナ」 中小企業者支援事業のお知らせ

新型コロナウイルス感染症による影響を受けている中小企業・個人事業主の皆様へ、今後の事業継続を応援するための支援金を支給します。

※令和2年度に実施した「STOP コロナ」小規模事業者緊急支援事業支援金の交付を受けた方も申請いただけます。

支給額 1事業者に対し**5万円**を支給（1回のみ・口座振込）

支給要件 **昨年度の支援金より対象者の範囲を広げました**

- 熊谷市内に事務所又は事業所を有する中小企業及びフリーランスを含む個人事業主
- 必要な許認可を取得のうえ、支援金申請日までに3箇月以上市内で事業を営み、今後も事業を継続していく意思があること
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年1月以降のいずれかの1箇月における売上高が、前年同月又は前々年同月と比較して15%以上減少していること
- 原則として、直近の事業年分の確定申告をしていること

申請方法 必要書類を準備のうえ、電子申請（下記QRコード参照）又は同封の封筒にて郵送してください

※感染予防のため、上記の申請方法にご協力をお願いいたします。

申請期限 令和3年8月31日(火) ※当日消印有効

(裏面へ)

問合せ先：熊谷市宮町二丁目47-1

熊谷市役所 中小企業者支援金担当（商工業振興課）

TEL：048-524-1111



支援金の対象となる中小企業者（個人事業者含む）

- 中小企業基本法第2条第1項に規定する「中小企業者」及び同法第2条第5項に規定する「小規模企業者」をいいます。また、「個人事業主」「フリーランス」の方も対象となります。詳細は以下の表のとおりです。

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	常時使用する従業員の数
① 製造業、建設業、運輸業 その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下	20人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③ サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④ 小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

※医療法人、社会福祉法人、一般社団・財団法人、特定非営利活動法人、学校法人、宗教法人、協同組合、企業組合、会社員による副業、性風俗関連特殊営業、個人農家その他本事業の目的・趣旨から適切でないとして本市が判断するもの等は対象外となります。

申請に必要な書類

- 同封の申請時チェックリストを参照のうえ、提出漏れのないようご注意ください。

1	申請時チェックリスト		
2	支援金申請書兼請求書（様式第1号）		
3	売上高減少申告書・誓約書（様式第2号）		
4	市内で3箇月以上事業を営んでいることが確認できる書類（※申請時チェックリスト及びQ&A集参照）		
5	直近の事業年分の確定申告書類の写し ※税務署の收受日付印があるもの (e-Taxによる申告の場合は「受信通知」を添付してください。	法人	確定申告書【別表一】及び 法人事業概況説明書（表面及び裏面）
		個人	確定申告書B【第一表】
6	令和3年1月～8月のいずれかの1箇月間の売上高が分かる書類		
7	前年同月又は前々年同月の1箇月間の売上高が分かる書類		
8	本人確認書類の写し（免許証、マイナンバーカード、保険証等） ※個人事業主のみ		
9	申請者名義の預金通帳の写し（見開き1ページ目の写し）		

- その他詳細については、別添のQ&A集または市ホームページをご覧ください